

# 令和 8 年度 監 査 計 画

この計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づき定めた「墨田区監査基準（令和 2 年 3 月 19 日監査委員決定）」第 7 条に規定する監査計画として定めるものである。

## 区政の動向と監査

区は、区長施政方針において、令和 8 年度は新たな基本計画に基づき 10 年先を見据え、すみだの未来を切り拓いていく初年度となるとしており、先行きの予測が難しい時代の中で、今後のまちづくりを推進していくには、まちの魅力をさらに磨き上げていくことや、区民が安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいくことが重要であるとしている。

また、主要な事業として、すみだならではの魅力の創出では 23 区初の取組である総合的芸術祭「すみだ五彩の芸術祭」の開催、区民の安心に寄り添うまちづくりでは不燃化や耐震改修に係る助成制度の拡充などへの取組、「こどもまんなか すみだ」の推進では 5 歳児健康相談の実施体制の強化や産後ケア事業の充実などを掲げている。

これらの施策を効果的・効率的に推進していくためには、持続可能な行政基盤の確立と簡素で効率的な行政システムの構築などにより、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められる。

こうした点を踏まえ、監査委員は、独任制の執行機関として公正不偏の立場から、監査を実施する。

## 監査の基本方針

- 1 区の事務事業及び予算執行について、法令等に基づく適正な処理をしているかという「合規性」及び「正確性」の観点から監査を実施する。
- 2 区の事務事業及び予算執行について、支出した費用に見合う効果を挙げているかという「経済性」及び「効率性」の観点並びに所期の目的を達成しているかという「有効性」の観点から監査を実施する。
- 3 区の事務事業及び予算執行について、不適正な事務処理がある場合には、監査委員の指導的機能を発揮する立場から適切な改善を促し、及び再発防止が図られるよう監査を実施する。

## 監査の実施

## 1 定期監査

区の財務及び事務の執行が適正・適切に行われているかについて、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査する（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）。

事業所等及び区立学校を対象に「定期監査（第1回）」、各部局を対象に「定期監査（第2回）」として実施する。

### (1) 実施日程

別紙「令和8年度監査実施日程表」（以下「日程表」という。）のとおり実施する。

### (2) 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業とする。

### (3) 実施の通知

実施の日時等は、その都度通知する。

## 2 財政援助団体等監査

区が財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行が、当該援助の目的に合致し、適正かつ効果的、効率的に行われたかを監査する（法第199条第7項の規定による監査）。

### (1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

### (2) 監査対象

ア 区が補助金等の財政的援助を与えた団体

イ 区が出資している団体

ウ 公の施設の指定管理者

### (3) 監査の観点

ア 補助金等交付団体

補助対象事業に係る出納その他の事務の執行が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか等の観点から監査を実施する。

イ 出資団体

事業運営に係る出納その他の事務の執行が出資等の目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか及び経営・財務状態が良好であるか等の観点から監査を実施する。

ウ 指定管理者

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が協定に基づき適正に行われているか、収支に係る会計経理が適正に行われているか及び当該施設の管理運営が適切に行われているか等の観点から監査を実施する。

エ 併せて、各所管部局の当該団体への補助金、出資、指定管理料等の取扱い

及び事業運営に対する適切な指導・監督についても確認する。

(4) 実施の通知

監査の実施を決定した団体に対し、監査日時等を通知する。

3 決算、基金運用状況及び健全化判断比率の審査（決算総括審査）

決算については、計数の適正性を確認するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況を審査する（法第233条第2項の規定による審査）。

基金運用状況については、計数の適正性ととともに、基金運用が確実かつ効率的に行われたかを審査する（法第241条第5項の規定による審査）。

健全化判断比率については、各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査する（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による審査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 審査の方法

証拠書類に基づいた計数確認等を行うとともに、予算執行状況等について各  
部局担当者から説明を聴取する。

4 内部統制評価報告書審査

区長が作成した内部統制評価報告書について、区長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する（法第150条第5項の規定による審査）。

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 審査の方法

内部統制評価報告書について、各監査の結果と併せ総合的に審査する。

5 例月出納検査

区の毎月の各会計の現金出納について、現金の保管及び出納事務が適正に行われているか等の観点から、保管する現金の残高及び関係計数の正確性を確認するとともに、基金を含む資金の運用状況等、財政収支の動向を計数及び証拠書類から検査する（法第235条の2第1項の規定による検査）。

(1) 実施日

毎月22日とする。ただし、当日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、  
順次繰り上げる。

なお、監査委員が必要と認めるときは、他の日に変更することがある。

(2) 検査対象

実施日の前月中に会計管理者が取り扱った会計事務

## 6 行政監査

区の事務の執行について、必要に応じて、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査することができる（法第199条第2項の規定による監査）とされている。令和8年度は、想定されるリスクや他の自治体の事例等を総合的に勘案したうえで、取り上げるべきテーマ及び該当する部署を監査委員の協議により選定し、定期監査等と併せて監査することとする。

## 7 随時監査（工事監査）

随時監査として、建築工事及び土木工事に係る工事監査を実施する（法第199条第5項の規定による監査）こととし、監査対象工事は、監査委員の協議により選定する。

工事監査は、区が行う工事の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査する。

## 8 その他

監査委員は、区の施策の理解を深めるため必要があると認める場合には、施設等の視察を行う。

### 監査結果の報告及び公表等

#### 1 監査結果報告（法第199条第9項の規定による結果報告及び公表、同条第10項の規定による意見、同条第14項の規定による公表並びに法第235条の2第3項の規定による結果報告）

の1、2及び7の各監査を終了したときは、その結果に関する報告を決定し、区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出し、これを公表する。また、これらの監査の結果に基づいて監査委員が必要と認めるときは、監査結果に関する意見を決定し、当該結果報告に添えて提出し、その意見の内容を公表する。

この結果報告を受けた区議会、区長及び関係のある委員会又は委員から、監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、その措置の内容を公表する。

の5の検査を終了したときは、その結果に関する報告を決定し、区議会及び区長に提出する。

#### 2 審査結果意見（法第150条第6項、第233条第3項及び第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による意見）

の3及び4の審査を終了したときは、その審査結果に関する意見を決定し、

区長に提出する。

### 3 監査結果報告による勧告及び公表(法第199条第11項の規定による勧告及び同条第15項の規定による公表)

の1、2及び7の各監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その対象となる区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に勧告し、その内容を公表する。

勧告に基づき必要な措置を講じた区議会、区長及び関係のある委員会又は委員からその措置の内容の通知があったときは、これを公表する。

#### 内部統制に依拠した監査

区長による内部統制体制の整備・運用の状況と併せてこれまでの監査の結果を踏まえ、想定されるリスクに対してその発生を防ぐための対策が有効に講じられていると判断できる場合には、よりリスクが高く影響の大きい監査対象に重点的に監査資源を配分することにより、効率的かつ効果的な監査を実施することができる。

そこで、内部統制体制の整備・運用状況や全庁的な共通リスクに係る抽出・評価等を把握しつつ、過去の監査結果に対する改善が図られているかについても確認し、内部統制に依拠した実効性のある監査を目指す。

#### 監査の実施体制

監査の実施に当たっては、4人の監査委員が全ての監査対象(法の規定により除外される事件を除く。)に対し等しく責任を持ち、その職務に当たる。

また、監査委員の事務を補助する監査委員事務局職員は、監査委員による適切な指揮監督のもと、監査事務を遂行する。

## 令和 8 年度 監査実施日程表

種別 月別	定期監査		財政援助団体等監査		決算総括 審査日数	内部統制 評価報告書 審査日数	例月出 納検査 日数	監査委員 監査日数	監日 査数	
	対 象	監査委員 監査日数	事務監査 日数	監査委員 監査日数						事務監査 日数
4 月							1	1	1	
5 月	出張所・保育園・事業所等	5	11				1	6	17	
6 月	小学校・中学校・幼稚園	4	6				1	5	11	
7 月				5	9		1	6	15	
8 月				1	2	4	1	7	9	
9 月							1	1	1	
10 月	企画経営室 ファシリティマネジメント担当 区 民 部	4	6				1	5	11	
11 月	地域力支援部 福祉部 子ども・子育て支援部 区議会事務局	4	6				1	5	11	
12 月	立体化・まちづくり 推進担当 資源環境部 会計管理室 選挙管理委員会事務局 教育委員会事務局	4	6				1	5	11	
1 月	産業観光部 都市計画部 危機管理担当 都市整備部	5	7				1	6	13	
2 月	総務部 監査委員事務局	2	3				1	3	6	
3 月							1	1	1	
合計		28	45	6	11	4	1	12	51	107

この日程は、監査委員が必要と認めるときは、変更することがある。

各監査等の日程の詳細は、決定次第、順次通知する。

随時監査(工事監査)の実施については、決定次第、通知する。